申述の理由について

１　申述人は、被相続人の子である。

２　被相続人は、●年●月●日に当時の配偶者であった申述人の母親と離婚した。それ以来、申述人は、母親の元で暮らし、被相続人と連絡を取ることはなかった。そのため、申述人は、被相続人とは面識がなく、どこに住んでいるのかさえ知らなかった。

３　そのため、申述人は、●年●月●日、添付書類の債権者からの連絡通知を受けたことで、初めて、被相続人が死亡したことを知ったのである。

４　よって、申述人が民法９１５条１項本文にいう「自己のために相続の開始があったことを知った時」は、●年●月●日である。

５　なお、申述人は、債権者から連絡を受けた財産の他には、被相続人の遺産や債務がどの程度あるかも分からない状態であるが、被相続人とは生前連絡も取っておらず、借金などもある可能性もあるため、相続放棄することを決意した。

６　以上の次第で、申述人は、被相続人の相続を放棄することを申述する。